

兵庫県公報

平成23年11月30日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第43号）

兵庫県福祉センターの整備により、新たに専用駐車場及び附属駐車場を設置することに伴い、その利用手続及び利用料金の基準額を定めることとした。

規 則

兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第43号

兵庫県福祉センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県福祉センター管理規則（昭和50年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、団体専用室」の右に「又は専用駐車場」を加え、「兵庫県福祉センター団体専用室利用許可申請書」を「兵庫県福祉センター団体専用室等利用許可申請書」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（附属駐車場の利用の許可）

第8条の2 附属駐車場の利用については、附属駐車場を利用しようとする者が所定の方法により車両を駐車したときは、条例第4条の許可を受けたものとみなす。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 団体専用室及び専用駐車場の利用料金の基準額

区分		基準額	備考
団体専用室	事務室	1平方メートル当たり1月につき760円	利用の期間が1月に満たないとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
	倉庫	1平方メートル当たり1月につき480円	
附属設備	専用駐車場	1台当たり1月につき20,000円	

2 附属駐車場の利用料金の基準額

区分	基準額		備考
	昼間	夜間	
			1 「昼間」とは8時から20時までの時間をいい、

附属設備	附属駐車場	1台30分につき 100円	1台90分につき 100円	<p>「夜間」とは昼間以外の時間をいう。</p> <p>2 昼間の駐車時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分とし、夜間の駐車時間に90分に満たない端数があるときは、これを90分とする。</p> <p>3 1台1回につき1,500円を超えるときは、1,500円とする。</p> <p>4 「1回」とは、連続した24時間以内の駐車をいい、駐車時間が24時間を超えるときは、24時間（24時間未満の端数があるときは、これを24時間とする。）ごとに1回の駐車とする。</p>
------	-------	------------------	------------------	--

様式第2号中「兵庫県福祉センター団体専用室利用許可申請書」を「兵庫県福祉センター団体専用室等利用許可申請書」に、

「

摘 要	
-----	--

」

を

「

専用駐車場	車名	自動車登録番号
摘 要		

」

に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定及び別表の改正規定（同表2の部に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。